

2024年度事業計画書

(自 2024年4月1日)
(至 2025年3月31日)

I 概況と基本方針

1. 2023年度、国内では5月に新型コロナウイルス感染症が5類に移行され、コロナ禍で中止となっていたイベントなどが再開されるようになった。一方で線状降水帯による大雨や史上最高の暑さとなった夏、元日の能登半島地震、そして前年から続く物価高で国民生活は厳しい状況であった。海外では2年目に入ったロシアのウクライナ侵攻に加え、10月にはガザ地区でイスラエルとイスラム組織ハマスが戦争状態になり、多くの市民が犠牲になるなど、国内外の社会・経済ともに非常に厳しい環境が続いた。

2024年度も国内においては、物流問題への対応に加え、能登半島地震被災地の復興問題などの諸問題が予想され、国際的には、中国経済の減速等による世界経済の低成長が予測されるなど、国内外の社会・経済ともに予断を許さない厳しい状況にあると推測される。

2. また、世界的な脱炭素化の流れの中、ガス業界を始めエネルギー産業は、トランジション期における省エネ努力は勿論として、さらに本格的な脱炭素化が求められている。
3. コミュニティーガス事業にあつては上記の他に、人口の減少に加え人口の都市部への集中による供給地点数の減少、省エネルギー機器の普及や世帯人数の減少による消費原単位の減少等、引き続き構造的に厳しい環境下にある。
4. エネルギー間競争が増々厳しくなるなか、コミュニティーガス事業の脱炭素化に向けた対応を図りつつ、基本である保安の確保とガスの安定供給のための施策により、会員事業者の支援に努めるとともに、今後に向けたあり方を模索しつつ、普及促進策を検討する。

II 事業の概要

上記の基本認識のもと、2024年度においては、以下の諸事業を実施する。

1. 新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症は5類に移行されたが引き続き感染には注意を払う。

ガスの安定供給が維持されるよう、各種周知・要請、人材育成並びに情報提供等を実施する。

(1) 国からの要請への対応

協会の業務及び会員事業者に係る国からの要請があった場合には、速やかに会員事業者へ周知し、啓発する。

(2) 理事会、委員会等への対応

十分な感染防止策を講じた上で、参集しての開催を基本とするが、状況に応じてリモート会議システム又は書面審議を利用して開催する。

(3) 協会主催の講習会への対応

協会が主催する各種講習会については、開催時期における感染の流行を鑑み、開催する場合には、十分な感染防止策を講じた上で実施する。

また、登録調査員再講習会及びPE管配管作業資格者再講習会については支部の状況及び講習対象者の利便性も考慮し、2023度と同様に資格有効期間の延長又は自宅学習方式により対応する。

(4) その他

新型コロナウイルスによる感染状況を踏まえ、必要な対応が求められる場合には、その対応内容を検討し、周知・要請する。

2. ガス事業法遵守に向けたフォローアップ

(1) ガス事業法における手続等の周知・徹底（特にガス小売供給約款変更時）

ガス事業法改正後7年が経過したが、法第14条（供給条件の説明及び書面の交付）及び第15条（供給契約締結後の書面交付）につき、理解に不安がある事業者が散見される。ロシアのウクライナ侵攻、円安等による諸物価の高騰等により、料金改定を行う場合には、第14条及び第15条の適切な実施が必要となるため、講習会等で再度注意喚起するほか、個別の相談にも応じていく。

(2) 経過措置料金規制団地への継続的な対応支援

ガス事業法改正後、自由化団地の比率増や担当者の交代等々によると思われるが、経過措置団地での申請・届出と自由化団地における申請・届出が混乱している例が見受けられる。特に供給地点が増加する際の手続きにつき、不備を指摘されている事業者も散見されるので、注意を促していく。

(3) Q & A（業務編）及び申請書・届出書記載例（業務編）のフォロー

申請書・届出書記載例を令和5年3月に発刊し、支部の求めに応じて、令和5年度の支部講習会において解説を行い、理解していただいている。今後も疑問・質問等に対応していく。懸案のQ & A（業務編）も発刊の準備を行っており、発刊され次第、講習会のテキストとして活用を図る。

(4) コミュニティーガス事業における技術・保安の規制内容に関し、保安講習会等で周知を図る。また、技術・保安関係図書類の改訂を適宜実施し周知啓発する。

3. CN時代に向けたコミュニティーガスの在り方に関する情報の収集及び紹介

グリーンLPガス、水素混焼、マイクログリッド等の脱炭素・低炭素化に関する調査・研究及び省エネルギーに資する配送効率化等の取組み事例を収集し、会員事業者を紹介する。また必要に応じて、法令等の改正について関係当局へ提言していく。

(1) グリーンLPガス推進官民検討会にオブザーバー参加し検討会の報告事項を会員事業者

に提供する。

- (2) 福島県南相馬市におけるコミュニティーガスへの水素混焼実験の進捗状況を把握し、適宜会員事業者に報告する。
- (3) スマートシティをはじめZEH・ZEB等に関する情報を収集するとともに、CN時代を見据え、分散型エネルギーの代表であるコミュニティーガスの在り方を検討する。

4. ガス事故防止対策

ガス事故の撲滅に向けて、ガス安全高度化計画2030（以下、ガス安全高度化計画という。）を踏まえ、2022年度発行の「コミュニティーガス事業の事故事例集」等各種資料を活用し保安の確保に努めるよう会員事業者に引き続き啓発する。

また、技術委員会においてガス事故事例研究を引き続き実施し、その内容を会員事業者へ情報提供することにより、事故防止を図る。

さらに、ガス事故防止全般に関し、関係団体とも連携し効果的な広報活動に努める。

(1) 製造段階・供給段階における事故防止

① 特定製造所内でのヒューマンエラーに起因する供給支障事故の防止対策

ガス安全高度化計画に示された「作業ミス低減のための教育・訓練」について、実習も含め実効性のある保安教育を行うよう会員事業者に引き続き保安講習会等を通じて啓発する。

特に、供給支障事故の原因の多くを占めているガス切れについては、自社のみならず委託先の従業員も含めた特定製造所等の現場での訓練を徹底する等、実践的な教育を実施するよう会員事業者に引き続き保安講習会等を通じて要請する。

② 他工事に絡む事故防止対策

ガス安全高度化計画に示された「需要家敷地内対策」・「道路対策」について、引き続き、お客様及び他工事業者への周知・啓発により工事照会を得て、当該工事の際は保安規程に定める「他工事協議巡回立会要領」に基づく事前協議や立会等の徹底を保安講習会等を通じて要請する。

また、例年国から発出される「建設工事等におけるガス管損傷事故防止について」を会員事業者へ周知することにより、類似事故の防止について啓発する。

③ 導管工事における事故防止対策

火傷や酸欠等人身事故防止を含め、適切な工事管理、施工方法等を実施するよう、引き続き各事業者による保安教育の徹底について、他工事に絡む事故防止対策と同様に、保安講習会等を通じて要請する。

(2) 消費機器に係る事故防止

① 保安業務規程に基づく確実な業務遂行

消費機器に係る事故防止を促すため、保安業務規程に基づき、消費機器に係る保安業務の確実な遂行に関し、保安講習会等を通して要請する。

② お客様宅におけるCO中毒事故の防止対策

不完全燃焼防止装置が付いていない湯沸器、風呂釜、金網ストーブ等について、安全

型消費機器への取替えを引き続き要請するとともに、警報器類の設置促進を図る。

③ B F式風呂釜の異常着火事故の防止対策

B F式風呂釜の異常着火事故の再発防止に対しては、以前実施した保安向上キャンペーンにおけるツール等を踏まえ、お客様への正しい使用方法の周知や最新型機器への取替えの要請を引き続き実施する。その際、会員事業者においては、特定商取引法等を遵守して行うよう啓発する。

④ 飲食店、旅館・ホテル等の業務用厨房機器に係る事故防止対策

会員事業者には、保安講習会等を通して、飲食店、旅館・ホテル等のオーナーに対し、ガス機器の安全使用、安全型機器への取替え及び警報器類の設置を勧めるよう啓発する。

5. 保安関係諸運動の展開

(1) 保安点検検査推進運動（運動期間：通年）

保安向上キャンペーン運動期間を重点期間とし、ガス工作物の点検・検査体制の再点検及び自社・協力会社の従業員の保安教育・訓練実施について、ポスター掲示等によるキャンペーンを行い、確実な保安点検検査の意識向上に努める。

(2) 「ガスと暮らしの安心」運動（運動期間：9月から11月まで）

ガス需要期を前に経済産業省の後援のもと、お客様に対してガス展等を通して、①ガス機器の正しい使い方の周知、②安全型機器の普及等を図るべく、ポスター掲示、チラシ配布、説明会等によるキャンペーンを（一社）日本ガス協会と協調して行う。

(3) ガス警報器等設置促進運動（運動期間：通年）

ガス警報器工業会と連携し、引き続き警報器全般（ガス警報器、CO警報器及び火災警報器）の設置に関し、ポスター掲示によるお客様への周知及び保安講習会等を通して、会員事業者への啓発を行い、普及促進に努める。

(4) 保安向上キャンペーン（運動期間：6月から8月まで）

2023年のガス事故発生状況を踏まえ、製造段階におけるガス事故防止を目的とし運動を展開する。

製造段階においては、ガス事業者のヒューマンエラーに起因するガス事故を撲滅すべく、適切なガス工作物の点検・検査の実施並びに関係者に対する保安教育・訓練の実施を要請する。

6. ガス工作物の維持管理及び経年管対策

(1) ガス工作物の維持管理

引き続き、保安規程に定めるガス工作物の巡視・点検・検査を適確に実施し、ガス工作物が技術基準に適合するよう維持管理に努めること、また、その際にはサイバーセキュリティ対策についても確実に実施することを要請する。

国や関係団体等においてスマートメーター等の技術を活用した「スマート保安」や既設の導管に水素を供給する「水素インフラ」について検討されている。

「スマート保安」については国で開かれる審議会で得られた情報を提供する。また、「水素インフラ」については国の委託事業や関係機関・団体に実施する事業等の情報を入手し情報を提供する。

(2) 経年埋設管の計画的改修

導管の改修については、保安規程に定めるとおり、優先順位付け等の計画に基づき実施する。なお、需要家の所有又は占有する導管については需要家資産であることから、各種業務機会を捉え、粘り強く折衝し、改修を実施する。

7. 保安教育資料の作成

保安規程では、ガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安の徹底を図るため、関係者に対し教育及び訓練を実施するよう定めている。また、保安業務規程では、周知・調査等当該規程に定める保安業務に従事する者に対し教育及び訓練を実施するよう定めている。現在、それらの教育内容は保安規程付属書等の規程類や各種技術図書に示してある。

しかしながら、事業者において保安教育を実施する際、教育内容に対する資料の準備に苦慮するケースがみられたため、明確にするため資料等の作成を進め、「コミュニティーガス事業 保安教育の手引き」を改訂して発刊する。

8. 防災体制の整備・充実

(1) 自然災害への対策

自然災害への備えとして、これまで示してきた地震対策マニュアルに、風水害等への対策を加味した「災害対策マニュアル」を発刊した。本マニュアルについて平時の備えから災害発生時の対応まで保安の向上に努めるよう引き続き要請する。

(2) 地震対策等実施状況の調査

平成29年度に地震対策や風水害等への対策状況を会員事業者へ調査を実施したが、2022年度に災害対策マニュアルを発刊したことを踏まえ、再度調査を実施し、その調査結果をとりまとめフィードバックすることにより保安の向上につなげていきたい。

(3) 防災体制の整備と防災訓練の実施

① 過去の震災等の教訓を踏まえ、自然災害に係るハザードマップに基づき、事業者、地域防災会、支部及び本部が一体となった防災体制の再確認を行うとともに、確実な連絡・通信手段の確保等、連絡体制の整備について、引き続き周知・要請する。

② 会員事業者、地域防災会及び支部が一体となった防災訓練を実施する。実施にあたっては、形式的なものとし、段階的に錬度を上げる等、不測の災害に適切に対応できるよう啓発する。

9. 経営基盤の強化

人口の減少、少子高齢化に加え、世界的なSDGsの取組みや脱炭素の必要性は認識が深まっており、これらはコミュニティーガス団地における調定数の減少、世帯人数の減少、消費原単位の減少を加速させている。日本ガス体エネルギー普及促進協議会（コラボ）等関係

諸団体と連携して情報収集を行い、会員事業者に対しガス需要の確保、機器販売への取組等に資する情報提供に努める。また「お客さまクイズキャンペーン」の実施を検討するほか、要望に応じ既存のリーフレット、チラシ等を作成配布し、コミュニティーガス事業の周知を図る。

(1) コミュニティーガスの認知度向上

- ① 住宅建築関係団体との需要開発に資する情報交換を継続していく。
- ② Q & A（業務編）を使用して、ガス事業法に基づくコミュニティーガス事業に関する情報を液石専業事業者に提供していく。
- ③ 需要家に対するコミュニティーガス認知度向上施策を継続する。
⇒ 今年度は「お客様クイズキャンペーン」の実施を検討・企画する。

(2) コミュニティーガスの需要促進

- ① 建替・リフォーム時のガス需要確保と機器販売促進等のための情報提供を行う。
- ② 会員事業者による顧客接点強化活動の推進を支援する。
- ③ スマートシティ等新たな普及促進につながる情報を提供する。

10. 行政施策に対する協力及び関係団体との連携

- (1) 行政当局の施策やそれに伴う要請等に対処・協力し、会員事業者に対する周知を図る。
- (2) (一社)全国LPガス協会、日本LPガス協会、(一社)日本ガス協会、(一財)日本ガス機器検査協会等の関係団体の活動に委員を派遣する等、必要な連携協力を行う。

11. 表彰等

- (1) ガス保安功労者表彰の受賞候補者を選考し、経済産業省に推薦する。
- (2) 協会活動を通じて顕著な功労のあった者等を対象として表彰を行う。
- (3) 永年に亘り協会事務局の業務に精励した者を対象として表彰を行う。

12. 協会運営と広報活動

- (1) “コミュニティーガス”の認知度の向上のため、ホームページの一層の充実を図る。さらにリニューアルしたパンフレットにより、一層のコミュニティーガスのPRを行う。
- (2) 協会報「コミュニティーガス・ニュース」を作成・配布して、タイムリーな情報の収集・提供に努める。
- (3) 業界専門紙等に対する的確な情報の提供を図り、広くコミュニティーガス事業の魅力やトピックスのアピールに努める。
- (4) 事務局長会議を通じ、本支部間の連携を密にし、一体感のある協会運営を図る。

以 上